



平成29年 第1回定例会：2月16日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成29年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○出席議員（14名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開議（午後2時00分）	5
○諸般の報告	5
○開会（午後2時01分）	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	6
採決	6
○議案第1号の上程、提案説明	6
原口和久 管理者	6
瀬山慎二 事務局長	7
○上程議案の質疑～採決	9
○議案第2号及び第3号の一括上程、提案説明	9
原口和久 管理者	9
瀬山慎二 事務局長	10
○上程議案の質疑～採決	11
○議案第4号の上程、提案説明	12
原口和久 管理者	12
瀬山慎二 事務局長	12
○上程議案の質疑	14

質疑 12番 金子真理子 議員	14
答弁 片寄仁志 次長	14
再質疑	14
再答弁	15
○上程議案の討論、採決	15
○議案第5号及び第6号の一括上程、提案説明	15
原口和久 管理者	15
瀬山慎二 事務局長	16
○上程議案の質疑	20
質疑 12番 金子真理子 議員	20
答弁 佐野雄一 計画建設課長	20
再質疑	21
再答弁 片寄仁志 次長	21
○上程議案の討論、採択	21
○一般質問	22
5番 松島修一 議員	22
答弁 瀬山慎二 事務局長	23
再質問	25
再答弁	25
○特定事件の委員会付託	26
○閉会（午後3時02分）	26
<hr/>	
○署名議員	27

鴻環資組告示第1号

平成29年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、2月16日小針クリ
ーンセンター2階会議室に招集する。

平成29年2月9日

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 原口和久

平成29年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録

○ 議事日程

平成29年2月16日（木） 午後2時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 第4 議案第2号 埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について
議案第3号 鴻巣行田北本環境資源組合公平委員会設置条例を廃止する条例
- 第5 議案第4号 鴻巣行田北本環境資源組合職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣行田北本環境資源組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第5号 平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）
議案第6号 平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算
- 第7 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	松島修一 議員	1 周辺整備を含む全体像について 土地、水路、道路整備等を含む施設全体の事業費について、全体の見込み額は（スケジュールを含む） 2 パブコメの状況について パブコメの実施結果について 3 場外の熱利用施設について 整備についての決定は、またどのような内容を想定しているか

- 第8 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（14名）

1番	川崎葉子議員	2番	金子雄一議員
3番	細谷美恵子議員	4番	梁瀬里司議員
5番	松島修一議員	6番	渡邊良太議員
7番	大塚佳之議員	8番	坂本晃議員
9番	小林友明議員	10番	香川宏行議員
11番	岸昭二議員	12番	金子真理子議員
13番	阿部慎也議員	14番	吉田豊彦議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

原口和久	管理者
工藤正司	副管理者
現王園孝昭	副管理者
水村光行	会計管理者
長島祥一	参与
小林乙三	参与
長島良和	参与
関口泰清	参与
前島伸行	参与
加藤浩	参与

○ 事務局職員出席者

事務局長	瀬山慎二
次長	片寄仁志

計画建設課長 佐 野 雄 一
副 参 事 新 倉 順
書 記 今 井 剛 史

午後 2時 00分 開議

△諸般の報告

○瀬山慎二事務局長 開会に先立ちまして、事務連絡をさせていただきたいと存じます。本日の議会終了後、一旦休憩を挟みまして、事務局から報告事項がございますので、お時間をいただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

午後 2時 01分 開会

○吉田豊彦議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会定例会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から、平成29年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を開会いたしますのでよろしくをお願いいたします。なお、出席議員が14名全員でございますので、定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

△議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程につきまして、お手元に配布してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により議長において指名いたします。

11番 岸 昭二 議員

12番 金子 真理子 議員

以上2名の方、よろしくをお願いいたします。

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

————— 議会運営委員長 10番 香川宏行 議員。

[香川宏行議会運営委員長 登壇]

○香川宏行議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月9日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、お手元に配布いたしております、平成29年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第1号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、議案第1号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。————— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 本日、ここに平成29年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。また、皆様には引き続き本組合へのご尽力、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、新施設建設事業につきましては、新施設建設等検討委員会から答申を頂

いた施設整備基本計画等について、この度、策定をいたしました。また、新施設建設予定地に係る合意形成につきましては、鴻巣市郷地、安養寺地区の、関係する皆様のご協力により地元懇談会を開催し、周辺環境整備についての要望に基づき、回答をしたところであります。詳細につきましては、事業の進捗状況等と合わせまして、議会終了後に事務局から報告いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号専決処分の承認を求めるについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたものありますが、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものであります。

それでは、議案書の1ページから12ページをお開き願います。

鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分を行ったもので、内容といたしましては、本組合職員の勤勉手当の率及び給料月額の上上げ等を行ったものであります。

以上で、議案第1号についての提案説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第1号の細部説明を求めます。

————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、議案第1号専決処分の承認を求めるについて、細部説明を申し上げます。

お手元に配布してございます議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

本案は、鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことから、同条第3項の規定により組合議会に報告し、承認を求めるところでございます。

なお、今回の改正は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を考慮し、組合職員の給料表の改定、勤勉手当の支給割合の引き上げ及び扶養手当額の見直しを行ったものでございまして、昨年11月29日に専決処分をいただき、11月30日付で公布しております。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、3ページをお開きくださ

い。

第1条は、第16条の5の規定及び別表第1、行政職給料表の改正でございます。勤労手当の支給割合を、再任用職員以外の職員の支給率を100分の80から100分の90に、再任用職員の支給率を100分の37.5から100分の42.5へそれぞれ引き上げを行い、行政職給料表の改正では、原則埼玉県人事委員会の勧告の給料表に準拠し、引き上げ額は、最高1,500円、平均改定率0.23%となっております。

8ページの中段になりますが、第2条は、給与制度の総合的見直しの一環として、扶養手当について、平成29年度以降、配偶者に係る手当額を、13,000円から6,500円に減額し、子に係る手当額を、6,500円から10,000円に引き上げるものでございます。また、扶養親族を有することにより、生計費増加の補助という扶養手当の趣旨に鑑み、給料表8級職員については、子以外の扶養親族に係る手当額を3,500円とするものでございます。

9ページ下から2行目になりますが、第1条で改正した勤労手当の年間合計支給率を変えずに、6月期と12月期の平準化を図るため、再任用職員以外の職員の支給率を、100分の90から100分の85に、再任用職員の支給率を100分の42.5から100分の40にするものでございます。

次に、施行日でございますが、10ページをお開きください。

附則第1項で、この条例は、公布の日から施行するとしております。なお、但し書きにありますように、第2条の扶養手当関係及び期末手当の平準化の規定等につきましては、平成29年4月1日から施行することとしており、附則第2項で、第1条の給料表の改正につきましては、平成28年4月1日から遡及適用を行うこととしております。

附則第3項は、第1条の適用に当たり、改正前の給与条例により支給された給与を給与の内払とみなす規定となっております。

附則第4項及び、12ページになりますが第5項は、扶養手当に関する特例を規定してありまして、年度別に段階的に減額又は増額をする内容となっております。

最後に、附則第6項は、管理者への委任の規定となっております。

以上で、議案第1号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上で、説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第1号専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

△議案第2号及び第3号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、議案第2号及び第3号を一括議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案の理由の説明を求めます。——— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、議案第2号埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について及び議案第3号鴻巣行田北本環境資源組合公平委員会設置条例を廃止する条例について、順次ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第2号は、埼玉県央広域公平委員会に本組合が加入するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する協議会の設置規定により、本案を提出す

るものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第3号は、埼玉県央広域公平委員会への加入に伴い、現行の組合公平委員会関係条例の廃止及び改正を行うものでございます。

以上で、議案第2号及び議案第3号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第2号及び第3号の細部説明を求めます。

————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、議案第2号埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について及び議案第3号鴻巣行田北本環境資源組合公平委員会設置条例を廃止する条例について、細部説明を申し上げます。

本組合では、平成26年4月に北本市が加わり3構成市になったことから、組合で単独設置している公平委員会の在り方について、組合事務の簡素化、経費節減を図る観点から、鴻巣市、北本市が加入する埼玉県央広域公平委員会への加入について検討してまいりました。

その結果、事務局を担当する北本市より、昨年10月に加入団体である3市3組合の承認が得られたとの通知を受けましたので、平成29年4月からの加入に向け、本議案を提出するものでございます。

なお、埼玉県央広域公平委員会に加入する鴻巣、北本、桶川の3市におきましては、去る12月議会、埼玉県央広域事務組合、埼玉中部環境保全組合、北本地区衛生組合の3組合におきましては、この2月議会にて埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてが、議会に上程され、可決又は可決予定となっております。

14ページをお願いいたします。埼玉県央広域公平委員会共同設置規約でございまして、第1条にありますように、現在共同設置している地方公共団体に本組合が加わることとなりまして、3市4一部事務組合での共同設置となるものでございます。第2条から第12条は、割愛させていただきますが、16ページにまいりまして、この規約の施行日は、平成29年4月1日となっております。

次に、議案第3号鴻巣行田北本環境資源組合公平委員会設置条例を廃止する条

例についてご説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。埼玉県央広域公平委員会へ加入することに伴い、現在組合で設置している公平委員会に係る条例の改廃を行うものでございます。本則で、鴻巣行田北本環境資源組合公平委員会設置条例を廃止し、埼玉県央広域公平委員会への加入に合わせ、附則第1項で、施行日を平成29年4月1日としております。

次に、附則第2項でございますが、参考資料として配布してございます、A4横版の条例等新旧対照表の11ページをお願いいたします。

鴻巣行田北本環境資源組合職員定数条例の一部改正でございまして、公平委員会の事務部局職員を減ずるとともに関係条文の整備を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。附則第3項は、鴻巣行田北本環境資源組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、別表第1において、公平委員会委員長及び委員の報酬を削除するものでございます。

13ページをお願いいたします。附則第4項は、鴻巣行田北本環境資源組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございまして、公平委員会に出頭する証人についての規定第1条第5号を、削除するものでございます。

以上で、議案第2号及び議案第3号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第2号及び第3号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

議案第 2 号埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 3 号鴻巣行田北本環境資源組合公平委員会設置条例を廃止する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議案第 4 号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第 5、議案第 4 号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。 ————— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、議案第 4 号鴻巣行田北本環境資源組合職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣行田北本環境資源組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の 19 ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

以上で、議案第 4 号についての提案説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第 4 号の細部説明を求めます。 ————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、議案第 4 号鴻巣行田北本環境資源組合職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣行田北本環境資源組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成28年12月2日に公布、平成29年1月1日から施行されました。このことから、本組合の関係条例につきまして所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書の20ページをお願いいたします。

はじめに、第1条は、鴻巣行田北本環境資源組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する規定となっております。この度の改正法により、これまで育児休業の対象である子の範囲を、実子及び養子に加えて、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等も対象とするよう、子の範囲が拡大されました。このことに伴い所要の改正を行ったものが第1条関係の改正内容となっております。

次に、21ページ中段以降になりますが、第2条は、鴻巣行田北本環境資源組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する規定でございます。改正法における介護のための制度改正を受け、規定の整備を行っております。

主な改正内容は、介護休暇を最大3回まで通算して6月を超えない範囲内で分割して取得できるようにする規定に改正し、介護休暇とは別に、要介護者の介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当である場合の休暇として介護時間の制度を新たに追加し、連続する3年の期間、1日につき2時間を超えない範囲内で介護時間を取得できることとしており、介護のための超過勤務を免除する規定も新たに設けられたところでございます。

また、22ページ上から8行目から23ページの中段まででございます、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に関する規定につきましては、育児や介護を行うため、あらかじめ定められた勤務時間の割振りにより、早出遅出勤務を認めるものとなっております。

次に、附則でございますが、24ページをお願いいたします。

附則第1項は、施行期日を規定したもので、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項は、改正前の組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条

例により介護休暇を取得している場合の指定期間について規定するものでございます。

以上で、議案第4号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

————— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 それでは、議案第4号につきまして質疑をさせていただきます。育児休業及び介護休暇の取り方が大変とりやすくなってきたというふうに見られるわけですが、これまで改正前で結構なのですが、実績はこの組合であったのでしょうか。

またそれから、今回改正されることに伴う周知というのは、職員の方々にどのように図っていかれるのか。まずそれをお尋ねいたしたいと思います。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。————— 次長。

○片寄仁志次長 金子議員さんの質疑にお答え申し上げます。これまで育児休業の実績はあるかということなのですが、これについてはございません。それから周知につきましては、職員が10名で、また派遣職員6名ということでございますので、それぞれ個別に対応させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。————— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 これまでなかったということですが、まさに少子高齢化の社会に対応するための条例というふうに思いますので、是非周知の方はしっかりしていただきたいということと、実際に取りやすい環境というのを整えていただきたいというふうに思うのですが、実際取るということになりますと、当然他の方々への多少体制づくりが必要になってくると思うのですが、それについてはもう想定されているものがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———— 次長。

○片寄仁志次長 金子議員さんの再質疑にお答え申し上げます。取りやすい体制と
いいますか、今申し上げましたとおり人数が少ないものですから、全員で協力し
ていくしかないのかなど。それから、期間が長くなった場合等につきましては、
臨時職員だとかそういうもので対応するような形を検討して参りたいと思います
ので、よろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 他に、質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いた
します。

△上程議案の討論、採決

○吉田豊彦議長 次に、議案第4号について、討論に入りますので、討論のある
方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたしま
す。

次に、採決いたします。

議案第4号鴻巣行田北本環境資源組合職員の育児休業等に関する条例及び鴻
巣行田北本環境資源組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議案第5号及び第6号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第6、議案第5号及び第6号を一括議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。———— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、議案第5号及び議案第6号について、順次ご説明申
し上げます。

議案書の25ページをお開き願います。はじめに、議案第5号平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）について、ご説明申し上げます。

本案は、平成27年度繰越金、国庫支出金の調整及び施設整備費の委託契約の締結等に伴いまして、所要の措置を講じるものでございます。今回の補正額は、歳入歳出とも、5千372万円の増額でございます。歳出といたしましては、総務費、事業費、施設整備費及び予備費となっております。なお、財源といたしましては、国庫支出金及び繰越金を充当しております。

次に、議案第6号平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算について、ご説明申し上げます。

別冊の平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算の1ページをお開き願います。歳入、歳出の総額は、それぞれ6億6,939万1,000円であります。歳出の主なものは、人件費等の総務費、現施設の維持管理業務等の事業費、新たなごみ処理施設における建設業務等の施設整備費などの所要経費について計上したものであります。

次に、これらの事業を実施するための財源ですが、歳入として構成市からの負担金、処理手数料、国庫支出金及び繰越金などを計上しております。

以上で、議案第5号及び議案第6号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第5号及び第6号の細部説明を求めます。

——— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、議案第5号及び議案第6号について、順次ご説明申し上げます。

はじめに、議案第5号平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、議案書の27ページをお願いいたします。なおカッコ内の数字が、新たな広域の業務に係る経費となっておりますのでよろしくをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費は、職員の給料に不足が生じたため、71万3千円を増額補正するものでございます。

3款1項事業費は、平成27年度繰越金から2,300万円を財政調整基金に繰り入れるため、増額補正するものでございます。

4款1項施設整備費は、本年度委託契約を締結した4委託業務について契約差額が生じたことから、2,757万7千円を減額補正するものでございます。

6款1項予備費でございますが、歳入超過及び不用額について5,758万4千円を増額補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、26ページをご覧ください。

3款国庫支出金1項国庫補助金は、平成28年度分の交付金額が確定したことから、258万8千円を増額補正するものでございます。

6款1項繰越金は、平成27年度繰越金につきまして5,113万2千円を増額補正するものでございます。

続きまして、議案第6号平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算についてご説明いたしますので、別冊の平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算の1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出の総額を、6億6,939万1千円と定めてございます。前年度比1,992万6千円の増額となっております。第2条で、新年度新規事業でございますごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務が3ヵ年継続事業となりますことから、債務負担行為について定めてございます。第3条で一時借入金の借入最高額について定めてございます。

次に、歳出からご説明いたしますので、12、13ページをお願いいたします。なおカッコ内の数字が、新たな広域の業務に係る経費となっておりますのでよろしくをお願いいたします。

1款1項議会費は、229万9千円で全額広域分でございます。前年度と比較しまして29万7千円の増額となっており、主な要因は、視察研修を予定いたしました関係によるものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費は、9,722万4千円で、うち6,852万円が広域分となっております。前年度比440万2千円の増額となっておりますが、主な要因としましては、人件費の増加及び公会計制度の運用開始に伴います委託料の新規計上によるものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

2項1目監査委員費は、前年度と同額となっております。

3項公平委員会費、1目公平委員会運営費は、埼玉県央広域公平委員会に移行することから全額減額としております。

次に、3款1項事業費でございますが、全額現施設分として4億9,785万1千円で、前年度比2,450万6千円の増額となっております。主な要因は、16、17ページに参りまして、2目維持管理費の修繕料で、設置後4年を経過するため排ガス処理設備バグフィルターのろ布交換を実施することに伴うものでございます。

また、3目塵芥処理費で、前年度比651万6千円の減額となっておりますが、主な要因は、排ガス処理設備の稼働状況から、11節需用費の薬品購入に伴う消耗品費及び電気料を見直すとともに、13節委託料の焼却施設運転保守管理業務委託料が長期継続契約の2年目に当たりますので、契約額を計上したことにより生じたものでございます。

次の4目地元対策費は、例年並みの計上でございます。

18、19ページをお願いいたします。

5目基金費で、財政調整基金の設置に伴う預金利子として、今年度の実績を基に、10万円を計上しております。

次に、4款1項施設整備費でございますが、全額広域分として6,891万円、前年度比1,021万4千円の減額となっております。主な要因といたしましては、13節委託料で、平成28年度に実施しました測量調査、地質調査及び施設整備基本計画策定及びPFI等導入可能性調査の各業務委託が完了することによるものでございます。

20、21ページをお願いいたします。

5款1項公債費につきましては、一時借入金等が生じた場合の利子を前年度同様に計上したものでございます。

6款1項予備費につきましては、広域分について前年度比100万円の増額計上をしております。

次に、22ページから少し飛びまして31ページにつきましては、組合職員等

の給与費明細書、32、33ページは、債務負担行為の調書、最後の34ページが規約に基づく組合負担金の調書となっております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして8、9ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項負担金につきましては4億8,393万3千円で、前年度比2,587万9千円の減額となっております。主な要因は、歳出でご説明いたしましたとおり、現施設分で維持管理費の見直し、広域分で委託業務の完了などによるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料につきましては9,360万1千円の計上で、事業系搬入量の増加を見込んだことから、前年比180万円の増額となっております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、新たな処理施設建設事業関係に対する国からの循環型社会形成交付金でございまして、補助率につきましては、対象事業費の3分の1、充当率約94%を予定しております。

4款財産収入、1項財産運用収入につきましては、現在積立てております財政調整基金の利子でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金条例の趣旨に基づき、現施設分の著しい負担金増加を生じないようにするため計上しております。

10、11ページをお願いいたします。

6款1項1目繰越金につきましては4,953万7千円で、前年度比2,353万7千円の増額となっております。主な要因は、現施設分においては前年度繰越金について、平成27年度の歳入超過額及び不用額などが見込まれることによるものでございます。また、広域分につきましては前年度繰越金から2,100万円を計上するとともに、先ほどの平成28年度補正予算で説明させていただきました国庫支出金の年度間調整に伴う、循環型社会形成推進交付金繰越金853万7千円を計上したことによるものでございます。

次に、7款諸収入につきましては、前年度と同様の計上となっております。

以上で、議案第5号及び議案第6号の細部説明を終わらせていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。
質疑の通告がありますので、発言を許します。

————— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 それでは、議案の第6号予算につきまして質疑をさせていただきます。予算書の方では4ページになりますが、債務負担行為としまして平成31年度まで3,053万6千円が計上されてあります。歳出にあたりまして29年度は19ページに説明欄で載っている、ごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務委託料ということで、1,285万2千円というのが該当するのだらうと思うのですが、30年度、31年度についてはどのような配分で、具体的な事業、契約内容として、どんなところに、どのような状況になって、どのようになるのか、お示しいただきたいと思います。それから同じページ19ページですけれども、説明の中で新施設建設等検討委員会委員報酬13人分ということで61万5千円が計上されてございます。何回くらいの会議でどのような内容を進めるといことになるのか。また、メンバー構成13名とありますがどのようなメンバーを予定されているのか、お示しいただきたいと思います。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。————— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 まず、1点目のごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務、こちらにつきましてお答えいたします。こちらの業務委託につきましては、平成29年度から平成31年度までの3年契約を予定しております。平成29年度につきましては1,285万2千円、平成30年度は2,019万6千円、平成31年度は1,034万円の支出を見込んでおります。このうちの、平成30年度と平成31年度の2ヵ年度分をこの度、債務負担行為として計上させていただきました。トータルで3,053万6千円となります。

それから検討委員会の関係ですけれども、会議開催につきましては、6回を見込んでおります。内容につきましては、構成市間で協議すべき事項の中で必要に

応じて、検討委員会の方に諮問したいと考えております。それから構成メンバーにつきましては、これまで通り、構成市3市の自治会代表者、学識経験者、組合議員、構成市の副市長、その他管理者が必要と認める者といたしまして、例年通り16名で構成したいと考えております。予算計上は、13名分となっておりますけれども、この差額の3人につきましては副市長の報酬はないということで、予算上は13名分となっております。以上でございます。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。——— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 債務負担行為について、再度ちょっと私の理解が上手く進まないのですけれども、31年度までということと3年間ということであると思うのですが、29年度の歳出と、30年度、31年度全部のトータルでこの範囲内で使われるということなのだと思うのですが、先ほどのご説明ですと29年度の分が入っていないような形になるのかなと思うのですが、もう一度金額を教えてくださいと思います。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○片寄仁志次長 それでは金子議員さんの再質疑にお答えいたします。まず、予算書の4ページ第2表、債務負担行為表ですが、こちらにつきましては、今年度29年度は事業年度でもう予算化しておりますので、その額を除いて30、31年度分を計上させていただいているという形でお考えいただければと思います。29年度は先ほど言いましたとおり19ページでございます1,285万2千円、翌30年度が2,019万6千円、それから31年度が1,034万円、ですから30年度と31年度を足した額が今回ここに載せさせていただいている額となりますので、よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 他に、質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論、採決

○吉田豊彦議長 次に、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたしま

す。

次に、順次採決いたします。

議案第5号平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

△一般質問

○吉田豊彦議長 次に、日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

————— 5番 松島修一議員。

[5番 松島修一議員 登壇]

○5番 松島修一議員 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、以下の3件について一般質問をさせていただきます。

それでは早速質問に入らせていただきます。件名1、新ごみ処理施設に関し周辺整備を含む全体像について、土地、水路、道路整備等を含む施設全体の事業費について、スケジュール等を含む全体の見込み額について伺います。

今般新施設整備基本計画が策定されました。策定までの間、施設整備基本計画及びPFI等導入可能性調査報告書について、新施設建設等検討委員の皆様、関係者の皆様には数回にわたりご協議をいただきました。皆様には大変ご尽力いただき、誠にありがとうございました。

本計画策定により新施設整備に向けた基本理念、基本方針が示され、運営方式も決まりました。

さて、概算の事業費についてであります。整備費が合計248億円、運営維持管理費が20年間で合計170億円と見込まれています。新組合設立当時は整備費としましては、概算百数十億円との見込みとなっておったと存じます。整備範囲を詳しく説明しての試算ということではなかったのだと思いますけれども、現在の整備費は、大幅に増加することになります。さらに今回の発表では、計画地約5.5haの買収費や周辺の道路、水路、排水等の整備が含まれておりません。最終的に自治体負担がどのくらいになるか、市民の関心が高いところであります。現段階では、全体でどのくらいの整備費が見込まれるのか、伺うものであります。

件名2、パブコメの状況について、パブコメの実施結果について伺います。

本計画のパブリックコメントが、去る1月30日から2月13日にかけて実施されました。取りまとめまでの時間がないところですが、提案要望等、件数や主な内容等まとまっている範囲で結構でございます。ご答弁いただきたいと思えます。

件名3、場外の熱利用施設について、整備についての決定は、またどのような内容を想定しているか伺います。余熱施設等につきましても、整備するとの答申が新施設建設等検討委員会より提出されました。現段階での想定される内容や、今後の整備の在り方等について伺います。以上1回目の質問であります。よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、ご質問の1番目周辺整備を含む全体像についてお答えいたします。

昨年11月の組合議会定例会後にご説明いたしました、周辺環境整備要望図に基づき、12月20日開催の地元懇談会に回答し、地元の了承をいただきました。また、ごみ処理施設の円滑な整備及び運営を図るため、ごみ処理施設運営協議会の設置をお願いし、了承をいただいたところでございます。こうしたことから、組合で行う道路、水路などの周辺整備につきましては、整備する優先順位、年度計画、費用の平準化、工法及び幅員等について、地元協議会及び構成市と協議を

行ってまいりたいと考えております。なお、周辺整備に係る費用、建設用地の取得費及び造成費等につきましては、今後、施設建設スケジュールに合わせて、積算等をしてまいりたいと存じます。

また、新たなごみ処理施設の整備費及び運営維持管理費については、業者アンケートの結果に基づきまして、DBO方式で実施する場合の施設整備費が約248億円、20年間の運営維持管理費が約170億円となっております。なお、事業費はあくまで現段階のアンケート調査結果であり、実際の予定価格や受注価格は、今後の社会経済情勢や施設の仕様、運営方法などにより変わります。

次に、ご質問の2番目パブコメの状況についてお答えいたします。施設整備基本計画案のパブリックコメントについては、2月13日に終了いたしました。4人の方からご意見をいただきました。内訳としては、鴻巣市市民の方が3名、北本市市民の方が1名でございました。主なご意見といたしましては、低料金で幅広い年代が利用できる温水プールや温浴施設、カラオケ、大広間等を整備してほしいなど、余熱利用施設に関する意見や、過度な財政負担とならないようコンパクトな施設を目指すべきだとの整備費用に関する意見、洪水公害対策等の意見でございました。組合といたしましては、貴重なご意見として、今後の事業を進める上で参考とさせていただきます。

次に、ご質問の3番目、場外の熱利用施設についてお答えします。

余熱利用施設の整備につきましては、本年1月27日付けで鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会より答申書が提出され、余熱利用施設の整備の在り方については、周辺住民の理解や構成市の市民の福祉の増進などの観点から十分検討することとされております。この答申を受けまして、整備に向けた地元協議会及び構成市との協議を行うため、去る2月6日に正副管理者の決裁をいただいたところでございます。今後は、地元協議会のご意見を伺うとともに、構成市と協議を行い、来年度内には施設規模及び整備する内容を決定していく予定となっております。なお、周辺整備、余熱利用施設及び新施設に関する進捗状況につきましては、引き続き組合議会に報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

○吉田豊彦議長 再質問ありますか。————— 5番 松島修一議員。

○5番 松島修一議員 ご丁寧なご答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。
ます。

それでは2点について、再質問させていただきたいと思います。件名1につきましてですが、色々今お話しを伺いましたけれども、こういった全体像はいつ頃までに概算額が把握できるのか、または把握しようとしているのか、について伺いたいと思います。

それから件名2は後ほどまた確認をいたしますけれども、件名3につきましてでございますけれども、1回目の答弁で取組み方針が示されました。これにつきまして、市民の関心が非常に高い内容でもございます。今後は、検討状況や結果につきまして、途中経過も含めて、できるだけ関係市の市民に分かり易く丁寧に情報開示をしていただきたいと思いますと考えておりますけれども、これについても見解を伺いたいと思います。

全体としましては、各自治体とも財政力が低下している中で、整備だけではなくて、運営維持管理費についても、節減が図れるよう調査研究を重ねていただくことを期待しておりますので、そういったことで私の再質問を含めて、一般質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 それでは、再質問にお答え申し上げます。

全体的な概算事業費についてでございますが、施設整備費及び運営維持管理費については、総合評価方式の業者選定の中で事業費を確定するとともに、周辺整備、用地の取得費等につきましては、繰り返しになりますが、今後の建設スケジュールに合わせて把握してまいりたいと存じます。なお、構成市の負担軽減等を考慮し、適正規模の施設を、適正な価格で整備できるよう、今後も構成市と綿密に調整、協議を行ってまいりたいと考えております。

次に情報開示につきましては、引き続き組合ホームページや構成市の広報等を通じて行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉田豊彦議長 他に、質問の通告はありませんので、以上で組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第8、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。

御協力、誠にありがとうございました。

午後 3時 02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年3月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長

吉 田 豊 彦

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員

岸 昭 二

同

金子 真理子